

## 熊本地震を踏まえた「避難所外避難者」への支援対策について

### 1 熊本地震における課題

熊本地震では、避難所の過密の回避やプライバシーの確保、自宅の防犯、建物の安全性への不安、避難所までの距離、ペットとの避難等といったさまざまな要因から、指定避難所以外にも独自に設置した避難先への避難や在宅避難、車中避難、軒先避難等（以下「避難所外避難者」という。）といった多様な避難形態が発生しました。その結果、被災者の把握や情報提供、救援物資の提供をはじめとする生活支援に支障をきたしたことから、車中避難等の「避難所外避難者」の発生を抑制する取組とともに、発生した場合でも可能な限り迅速かつ網羅的に把握する方法等について検討する必要があります。

### 2 検討経過

以下のとおり情報収集等を行いながら検討を進めてきました。

- ① 熊本地震被災市町の対応状況調査
- ② 他府県・市の取組の情報収集
- ③ 国の検討状況の情報収集
- ④ 人と防災未来センターおよび新潟県2市への聞き取り調査

### 3 対応方針（案）

車中避難をはじめとした避難所外への避難は、今後の災害においても生じる避難形態と考えられるため、「避難所外避難者」のさまざまな発生要因を解決し、抑制する取組を進めつつ、「避難所外避難者」が発生した場合でも可能な限り迅速に把握し、支援することができる取組を市町とともに進めていきます。

#### （1）「避難所外避難者」の発生を抑制する取組

##### ① 避難所の迅速な応急危険度判定（新たな取組）

避難所外避難者の発生の要因として、建物の安全性への不安が挙げられていることから、発災後、速やかに安心して避難所として使用できるよう、避難所毎に応急危険度判定を行う要員をあらかじめ決めておくなど、迅速に応急危険度判定ができるよう市町に働きかけていきます。

##### ② 自宅の安全性の確保（一層取組を進めるもの）

災害時においては、自宅を安全にしておき自宅で避難することが基本であることから、住宅の耐震化や家具固定等、自宅の安全性の確保に向け、引き続き市町とともに取り組んでいきます。

### ③ 避難所の運営体制の整備（一層取組を進めるもの）

「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、避難所毎のマニュアル策定が促進されるよう、市町と連携し、避難所開設訓練や避難所運営ゲーム（HUG）等、避難所運営に関する取組を促進していきます。

### ④ 指定避難所の検証（一層取組を進めるもの）

避難所外避難者の発生要因として、指定避難所が遠方にあつて避難が困難等の理由により、指定避難所となっていないが、地域で日頃から活用している公民館や寺院等に避難することが挙げられていることから、車中避難等の避難所外避難者を抑制するといった視点であらためて指定避難所の指定が適切かどうかを検証する取組を、地域を交えながら市町とともに進めていきます。

## （２）「避難所外避難者」が発生した場合でも把握し支援する取組

### ① 被災者への情報提供体制の整備（新たな取組）

発災時の一次的な情報を確実に伝達するためには、情報弱者にも配慮し、多様な情報伝達手段を適切に配備・活用する必要があります。

現在、三重県市町の整備状況等は、緊急速報メール(100%)や防災行政無線(93.1%)や広報車(89.6%)、SNS(41.4%)などとなっていますが、それらとともに、臨時災害放送局(10.3%)については、地域のきめ細かな情報が提供でき、過去の災害においても効果を発揮していることから、その整備と活用について市町とともに検討していきます。

また、帰宅困難者にとっては、インターネットで情報を得ることが多いと考えられます。

このことから、避難所の位置や、その他の細かな情報について、ホームページやSNSも活用した情報提供手段が特に有効となるため、活用について市町とともに検討していきます。

### ② 災害時に避難先となることが想定される場所のリスト化（新たな取組）

指定避難所の基準には該当しないものの、地域の実情や災害の状況によっては、災害時に避難先となり得る可能性がある施設や、車中避難の駐車場所についてあらかじめ想定し、リスト化しておく等、避難者を把握するための事前準備を市町とともに進めていきます。

### ③ 避難所を地域の支援拠点とした取組（新たな取組）

三重県避難所運営マニュアル策定指針では、指定避難所を地域の支援拠点として位置付け、主に在宅避難者を想定し、避難所の名簿に登録することで支援等が受けられることや、避難所を中心として貼り紙や看板、屋外スピーカー等で広報に努めることについて明記しているが、車中避難等の「避難所外避難者」にも対応した広報や、避難者名簿用紙の配布と集約など、広く「避難所外避難者」にも対応した内容に指針を修正のうえ市町とともに取り組みます。

### (3) 「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の見直し

現行の「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の避難所運営にかかる対策項目において、「避難所外避難」に対応した記載がないため、市町の意見を聞き取ったうえで、「避難所外避難者」への情報発信や把握など、「避難所外避難者対策」の項目を新たに設けます。